

(新規) 07.58

福島復興再生特別措置法の認定重点推進計画に基づいて事業を行う中小事業者を対象とした手数料等の軽減について（特施令10条6号）（特）

1. 軽減の要件と内容

軽減に係る申請書を提出する日において、福島復興再生特別措置法第83条に規定する認定重点推進計画^{注1}（以下「認定重点推進計画」という。）に基づく事業の成果に係る発明又は特許発明（いずれも、当該認定重点推進計画の期間の終了日^{注2}から起算して2年以内に出願されたものに限る。）について、自己の特許出願に係る出願審査の請求をする者又は自己の特許権に係る第1年から第10年までの各年分の特許料を納付すべき者が、同法第81条第2項第4号に規定する福島国際研究産業区域において当該事業を行う中小事業者^{注3}であるときは、出願審査の請求の手数料又は特許料が1/4に軽減される（特109条の2第1項、195条の2の2、特施令10条6号、12条5項、手数料令1条の4第5項）。

なお、軽減に係る申請書は、出願審査請求書^{注4}又は特許料納付書の提出と同時に提出しなければならない（特施規72条2項、73条2項）。

2. 申請書に添付する証明書

特許庁長官が必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを省略させることができる（特施規74条の2柱書）。

実務上、軽減の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第72条又は第73条の規定に従って適式に軽減に係る申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略できるものとして取り扱う。

証明書を添付をする場合においては以下のとおりとする。

軽減に係る申請書に添付する証明書は、「表」の右欄に掲げるものである（特施令11条2項、手数料令1条の3第2項、特施規74条の2第24号）。

「表」

要件	証明書		
	個人事業主	法人	組合等
ア. 認定重点推進計画に基づいて行う事業の成果に係る発明又は特許発明（認定重点推進計画の期間の終了日 ^{注2} から起算して2年以内に出願されたものに限る。）であること（*1）	<ul style="list-style-type: none"> ・認定重点推進計画に基づいて行う再生可能エネルギーの利用、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の対象とすべき分野における技術の高度化に関する研究開発を行う事業であって、新たな産業の創出に寄与するものの内容及び実施主体並びにその他当該事業の実施に関し必要な事項について定められたものに基づいて行う事業の成果に係る発明又は特許発明であることを証する書面 		
イ. 当該事業を行う者であり、中小事業者 ^{注3} であること（*2）	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用する従業員の数を証する書面（→07.53「表3」ア.）」） ・主たる事業を確認するための書類（自社パンフレット等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・資本の額又は出資の総額を証明する書面（定款、法人登記事項証明書又は前事業年度の貸借対照表）又は常時使用する従業員の数を証する書面（→07.53「表3」ア.）」） ・主たる事業を確認するための書類（自社パンフレット等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許法施行令10条第1号レ及びソに該当する組合等^{注5}については、資本の額若しくは出資の総額を証明する書面又は常時使用する従業員の数を証する書面（→07.53「表3」ア.）」）

（*1）当該要件のうち、認定重点推進計画に基づいて行う事業であることは、一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が発行する証明書によって確認する。

（*2）当該要件を満たす者であることの確認は、「表」の右欄に記載された書面をもとに一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が行い、証明書を発行する。

(新規平成31・4)

注¹ 認定重点推進計画とは、福島県知事が、福島復興再生特別措置法第5条に規定する福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画を作成し、内閣総理大臣による認定を受けたものをいう(福島復興再生特別措置法81条6項、83条)。

注² 認定重点推進計画により2021年3月31日までとなる。

注³ 中小事業者とは、申請書を提出する日において特許法施行令第10条第1号のいずれかに該当する者をいう(→07.53「1.(2)」)。

注⁴ 手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあつては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあつては当該誤訳訂正書(特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項)。

注⁵ 特許法施行令第10条第1号レ及びソに該当する組合等とは、従業員数又資本金(出資額)の要件を満たす、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会及び特定非営利活動法人を指す(→07.53「1.(2)ウ. x)」、「xi)」及び「xii)」)。